

2020年 経済構造実態調査 乙調査票の記入のしかた



映画館

経済構造実態調査について

総務省・経済産業省では、既存の統計調査の統合・再編により、GDPの約9割を占める経済活動を年次で把握する新たな基幹統計調査として、経済構造実態調査を2019年に創設しました。

本調査は、製造業及びサービス産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算(特にGDP)の精度向上等に資することを目的としています。

回答方法

調査票は、インターネット又は郵送によりご回答ください。インターネットでの回答については、同封の「オンライン調査利用ガイド」をご覧ください。

調査票の記入にあたっての留意事項

- この調査(経済構造実態調査 乙調査票(映画館))は、事業所単位です。したがって、「事業所の名称・所在地等」に記載されている事業所についてのみご回答ください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
- この乙調査票とあわせて、甲調査票もお届けしている場合があります。甲調査票も届いた場合は、両方の調査票についてご回答ください。本冊子は「乙調査票の記入のしかた」ですので、甲調査票については、「甲調査票の記入のしかた」をご覧ください。
- 乙調査票の記入に際し不明な点などありましたら、本冊子の裏面の「コールセンターのご案内」に記載されている連絡先まで、ご連絡ください。

記入上の 注意点

- 黒又は青のボールペンなどで、はっきり記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)。
- 内容を訂正する場合は、二重線で消し、正しい内容を記入してください。
- 金額欄は、1万円未満を四捨五入し、万円単位で記入してください。5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。また、「¥」記号は付けないでください。
- 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

目次

調査の対象となる事業所	1	5 年間売上高	6
廃業、休業等に係る扱い	1	6 入場者数及び公開本数	7
1 事業所の名称・所在地等	3	7 施設	8
2 経営組織及び資本金額	4	8 系列・立地環境等	8
3 本社・支社別	4	9 従業者数	10
4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別	4		

調査の対象となる事業所

この調査(経済構造実態調査 乙調査票(映画館))の対象となる事業所は、日本標準産業分類の小分類801－映画館に属する業務を主たる業務(売上高が最も大きい業務)として営む事業所です。

具体的に「対象となる業務」「対象とならない業務」は、7ページをご覧ください。

なお、「対象とならない業務」を主たる業務として営む事業所は、本調査の対象とはなりませんので、現在の主たる業務の内容を具体的に備考欄に記入の上、調査票を返送してください。

廃業、休業等に係る扱い

貴事業所が廃業、休業した場合など、事業活動に著しい変化があった場合は、その発生時期等を含め備考欄に記入してください。なお、備考欄に書ききれない場合は、調査票の裏面に記入してください。

※日本標準産業分類

統計の正確性と客観性を保持し、統計の相互比較性と利用の向上を図ることを目的として設定された統計基準であり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。

詳細は総務省のホームページをご覧ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

はじめに

記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、**内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。**

1 事業所の名称・所在地等

ア	フリガナ (企業名)							フリガナ (事業所名)												
	事業所の名称																			
イ	郵便番号					-		都道府県・市区町村名						町丁・字・番地・号						
	ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)													電話番号	()	-		
ウ	企業の法人番号																		法人番号が指定されていない場合は、右の <input type="checkbox"/> に「レ」印を記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/>

※貴事業所が支社、営業所の場合には、本社の所在地を下記の欄に記入してください。

エ	郵便番号					-		都道府県・市区町村名						町丁・字・番地・号						
	ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)													電話番号	()	-		

2 経営組織及び資本金額

オ	経営組織	あてはまるものを○で囲んでください。							
		<input type="checkbox"/> ① 会社	<input type="checkbox"/> ② 会社以外の法人・団体	<input type="checkbox"/> ③ 個人経営					
カ	資本金額 (又は出資金額)	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円

3 本社・支社別

キ	事業所の本社・支社別	あてはまるものを○で囲んでください。		
		<input type="checkbox"/> ① 単独事業所(支社、支店、営業所などを持たない事業所)	<input type="checkbox"/> ② 本社(支社、支店、営業所などを持っている本社、本店)	<input type="checkbox"/> ③ 支社(支社、支店、営業所など)

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

ク	5 欄以降の金額欄を記入するにあたっての消費税の取扱いについて選択の上、該当する番号を○で囲んでください。 ※できる限り「① 税込み」を選択してください。	<input type="checkbox"/> ① 税込み	<input type="checkbox"/> ② 税抜き

オ

4ページ参照

カ

4ページ参照

キ

4ページ参照

ク

4ページ参照

1 事業所の名称・所在地等

ア 事業所の名称

- ・名称は、略称ではなく正式名称(法人の場合は、本社、本店、支社又は支店等までを含む登記上の名称)を記入してください。
- ・法人の名称には、法人の種類も記入しますが、以下の()書きのように省略しても差し支えありません。

例	株式会社 →(株)	合資会社 →(資)	一般社団法人 →(一社)
	有限会社 →(有)	公益社団法人 →(公社)	一般財団法人 →(一財)
	合名会社 →(名)	公益財団法人 →(公財)	合同会社 →(同)

- ・点線の左側に企業の名称、右側に事業所の名称を記入してください。

イ 事業所の所在地

- ・登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。

例 ○ 若松町3丁目2番1号 ○ 若松町3丁目2-1

- ・事業所固有の郵便番号をもっている場合は、その郵便番号を記入してください。
- ・ビルなどの中にある事業所の場合は、そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)を記入してください。
- ・他の事業所の構内にある場合は、「○○構内」(○○は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

ウ 企業の法人番号

- ・法人番号(13桁)を記入してください。
- ・法人番号については、法人番号指定通知書または法人番号公表ウェブサイトで確認できます。
- ・法人番号が指定されていない場合は、記入欄右の□に「レ」印を記入してください。

エ 本社の所在地

- ・貴事業所が支社、支店又は営業所の場合には、本社の所在地を記入してください。「本社の所在地」とは、登記上の所在地ではなく、本社が実際に事業を行っている所在地です。
- ・貴事業所が本社である場合は、この項目を記入する必要はありません。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください)。
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

2 経営組織及び資本金額

オ 経営組織

- あらかじめ印字されている内容が違う場合は二重線で消し、該当する番号を「○」で囲んでください。また、経営組織の内容は以下の表を参照してください。

1 会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社などをいいます。
2 会社以外の法人・団体	公益法人、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人、法人格を有する法人・団体、法人格を有しない法人・団体及び外国の会社(※)などをいいます。 また、映画館の共同経営をし、その運営をしている事業所は「会社以外の法人・団体」として ください。 (※)「外国の会社」とは、外国で設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により、日本に事務所などを登記したものをいいます。なお、外国の資本が経営に参加している、いわゆる「外資系の会社」は「外国の会社」とはせず、「1 会社」となります。
3 個人経営	個人業主により経営されている事業所をいいます。 なお、会社や法人・団体組織となっていない個人による共同経営の場合も含まれます。

カ 資本金額(又は出資金額)

- 貴事業所が「1 会社」に該当する場合は、「資本金額(又は出資金額)」に必ず記入してください。なお、資本金額(株式会社、有限会社)又は出資金額(合資会社、合名会社、合同会社)が1万円未満の場合は四捨五入して記入してください(5千円以上1万円未満の場合は「1」万円、5千円未満の場合は「0」万円と記入してください)。

3 本社・支社別

キ 事業所の本社・支社別

- あらかじめ印字されている内容が違う場合は二重線で消し、貴事業所が該当する本社・支社別の番号を「○」で囲んでください。また、本社・支社別の内容は以下の表を参照してください。なお、親会社・子会社はそれぞれ独立した企業で、「本社」、「支社」の関係ではありません。

1 単独事業所	他の場所に、同一経営の本社、本店、支社、支店又は営業所などを持たない単独の事業所(映画館)をいいます。
2 本社	他の場所に、同一経営の支社、支店又は営業所(映画館)があって、それらのすべてを統括している事業所をいいます。なお、本社、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「2 本社」とし、他の事業所は「3 支社」とします。
3 支社	他の場所にある本社、本店の統括を受けている事業所(映画館)をいいます。 また、映画館の共同経営をし、その運営をしている事業所は「3 支社」としてください。

4 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

ク 消費税の税込み・税抜きの別

- 5以降はできる限り「税込み」で記入してください。ただし税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。
- 「税込み」か「税抜き」かについて、選択した記入方法を「○」で囲んでください。

次ページ以降にも記載があります。

5 年間売上高

2019年1月1日から12月31日までの1年間又は最も近い決算日前1年間について記入してください。

ケ 事業所の 年間売上高	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
コ 上記「事業所の年間売上高」のうち「映画館業務」 の年間売上高	映画館業務の年間売上高(入場料収入)								インターネット 受付割合
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万円	
入場料収入のうちインターネットを経由して受付した割合									

6 入場者数及び公開本数

	邦画		洋画	
		うちアニメーション		うちアニメーション
入場者数	人	人	人	人
公開本数	本	本	本	本

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください)。
- 「¥」記号は記入しないでください。
- 「*」と記載されている箇所の記入は不要です。

5 年間売上高

ケ 事業所の年間売上高

- 事業所の年間売上高については、**貴事業所が2019年1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高を記入してください。**
なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。また、営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- 本社と支社(営業所)間又は支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、当該年間売上高には、提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。
- 当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や資産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。
- 映画館の共同経営をし、その運営をしている事業所は、共同経営すべての売上高を記入してください。
- 「事業所の年間売上高」に「映画館業務」以外の売上有る場合、「事業所の年間売上高」と「事業所の年間売上高」のうち「映画館業務」の年間売上高は一致しません。

コ 「事業所の年間売上高」のうち「映画館業務」の年間売上高

- ・「事業所の年間売上高」で記入した「事業所の年間売上高」のうち、「映画館業務(入場料収入)」の年間売上高を記入してください。
- ・この調査の対象となる業務は、日本標準産業分類の小分類801-映画館に属する業務です。
- ・「映画館業務(入場料収入)」の内容については、下記に記載されている業務に基づきますので、当該部分を参照してください。
- ・なお、売店で飲食提供やグッズ販売等の「映画館業務」以外の売上は、貴事業所内にあるものであっても、「事業所の年間売上高」のうち「映画館業務(入場料収入)」の年間売上高には含めないでください。

【対象となる業務】

映画館とは、映画上映を主たる業務として営む事業所(映画館)で、映画配給会社と一定期間上映契約を結び映画の配給を受け、定期的又は継続的に映画興行を行う常設館をいいます。

切符売り場、入場口を集約し、一つの建物(施設)の内部を区切り複数のスクリーンを設置し、複数の映画を上映する映画館システムについては、一事業所として調査を行います。また、映画興行を行うほか、演劇、演芸などを同時に行っているものを含みます。なお、常設館とは映画興行を行うために映写設備、客席等を保有し、常時設けてある建物又は施設をいいます。

また、同一経営者が複数の事業所(映画館)を営んでいる場合は、それぞれの事業所が調査の対象となります。

【対象とならない業務】

- ・上映場所が一定していない映画興行(体育館、野球場、ホール、会議室等を借り切って上映する興行形態や演劇、演芸等の合間に不定期に上映する興行形態等)
- ・鑑賞者から料金を徴収しない映画興行(試写会、〇〇会社主催の映画興行等)など

サ 入場料収入のうちインターネットを經由して受付した割合

- ・「事業所の年間売上高」のうち「映画館業務」の年間売上高で記入した「映画館業務(入場料収入)」の年間売上高のうち、インターネットを經由して受付した売上高がある場合は、その収入割合を整数で記入してください。

6 入場者数及び公開本数

シ 入場者数及び公開本数

- ・「入場者数」

2019年1月1日から12月31日までの1年間の映画の興行による入場者数を、「邦画」と「洋画」に分け、更にそれぞれの内訳として、「アニメーション映画」の入場者数をそれぞれの内数として「うちアニメーション」に記入してください。

- ・「邦画」とは、日本の映画制作・配給会社が制作し配給元となった映画をいいます。
- ・「洋画」とは、外国の映画制作・配給会社が制作し配給元となった映画をいいます。
- ・「アニメーション」とは、セル画、コンピュータ・グラフィックスなどにより主要キャラクターを制作し動画(映画)にしたものをいいます。

- ・「公開本数」

2019年1月1日から12月31日までの1年間に上映した映画のタイトル数を「邦画」と「洋画」に分け、更にそれぞれの内訳として、「アニメーション映画」の上映タイトル数をそれぞれ内数として「うちアニメーション」に記入してください。

7 施設

ス 座席数				スクリーン数	デジタルスクリーン		スクリーン	セ
	席				その他のスクリーン		スクリーン	

8 系列・立地環境等

あてはまるもの1つを○で囲んでください。

ソ 映画館の系列	映画館の公開形態	立地環境	チ
① 映画制作配給会社直営 ④ 外資系列 ② 映画制作配給会社系列 ⑤ 他産業経営 ③ 独立興行会社経営 ⑥ その他	① シネマ コンプレックス ② その他 (単独館を含む)	(1) 立地 ① 駅周辺型 ③ ロードサイド型 ② 市街地型 ④ その他	(2) 併設施設 ① 複合施設型(ショッピングセンター中心) ② 複合施設型(レジャー施設中心) ③ その他(該当なしを含む)

開設年 注:「3」の場合(1998年以降)は、開設年を西暦で記入してください。

ツ	① 1992年以前	② 1993年～1997年以前	③						年
---	-----------	-----------------	---	--	--	--	--	--	---

7 施設

ス 座席数

・形式、大小を問わず、同一建物・施設内に設置している稼働スクリーンに併設している稼働座席数を記入してください。

セ スクリーン数

同一建物・施設内に設置している稼働スクリーン数を「デジタルスクリーン」と「その他のスクリーン」に区分して記入してください。

- ・「デジタルスクリーン」とは、デジタル映画(フィルムを用いず、デジタルで記録された映像情報をプロジェクターで上映する映画)を上映するスクリーンをいいます。
- ・「その他のスクリーン」とは、フィルム映写用スクリーンなどデジタルスクリーン以外のものをいいます。

・「映画館の系列」から「開設年」までについて、それぞれあてはまるもの一つを「○」で囲みます。

8 系列・立地環境等

ソ 映画館の系列

系列区分	内容例示
1 映画制作配給会社直営	映画制作配給会社が自ら経営している会社の映画館
2 映画制作配給会社系列	映画制作配給会社から出資を受けて経営している会社の映画館
3 独立興行会社経営	映画制作配給会社等の系列に加わらず、独立して経営している会社の映画館
4 外資系列	外国企業による出資比率が「三分の一を超える」会社が経営している映画館
5 他産業経営	映画制作・配給、映画興行以外の事業を主として営む会社が経営している会社の映画館(遊園地経営会社や私鉄会社の事業の一部として行う映画館)
6 その他	上記以外の映画館又は会社以外の法人団体・個人経営の映画館など

タ 映画館の公開形態

- 1 シネマコンプレックス
一つの建物・施設で複数のスクリーン(6以上)を設置し、かつ、入場券売場、入口、ロビー・売店、映写室等を集約化して共有する複合型映画館
- 2 その他(単独館を含む)
単独館、単独館が複数ある施設など、シネマコンプレックスに該当しないもの

チ 立地環境

・立地

立地区分	内容例示
1 駅周辺型	鉄道駅周辺に立地するものをいい、原則として、地下鉄駅、路面電車の駅周辺は除きます。
2 市街地型	都市の中心部(駅周辺を除く。)にある繁華街やオフィス街に立地するものをいいます。
3 ロードサイド型	国道あるいはこれに準ずる主要道路の沿線に立地しているものをいいます。ただし、都市の中心にあるものは「2 市街地型」に区分します。
4 その他	郊外のショッピングセンターに併設されているものなど、1～3に該当しないものをいいます。

・併設施設

併設している施設に関して該当するものを「○」で囲んでください。

ツ 開設年

- ・合併等により経営主体が変わったとしても、その施設が上映業務を始めた年が開設年となります。なお、1998年以降に開設していれば、「3」を「○」で囲み、開設年を西暦(整数)で記入してください。

9 従業者数

2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で記入してください。

(1) 事業所の従業者数			(2) 「映画館業務」の事業従事者数	
	男	女	事業従事者数	
① 個人業主 (個人経営の事業主) 及び無給の家族従業者	人	人	(別経営の事業所に派遣している人を除き、別経営の事業所から派遣されている人を含みます。)	人
② 有給役員	人	人	注1: 「常用雇用者」とは、雇用契約期間の定めがない労働者又は雇用契約期間が1か月以上の労働者をいい、また、「③以外の人(パート・アルバイトなど)」は、「正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。	
常用雇用者注1	③ 正社員・正職員としている人	人	人	注2: 「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の「就業時間換算雇用者数」は、「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)÷貴事業所の所定労働時間(1週間分)によって算出してください。
	④③以外の人 (パート・アルバイトなど) (就業時間換算雇用者数注2)	(人)	(人)	注3: 「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいいます。
⑤ 臨時雇用者注3 (常用雇用者以外の雇用者)	人	人		
総計(①～⑤の合計)	人	人		
(うち 別経営の事業所に派遣している人)	(人)	(人)		
総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人	人	人		

9 従業者数

テ (1) 事業所の従業者数

雇用形態区分	内容例示
① 個人業主 (個人経営の事業主) 及び 無給の家族従業者	個人業主とは、個人経営の事業主で、実際に貴事業所の業務に従事している人を行い、無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに貴事業所の業務に常時従事している人をいいます。 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は「常用雇用者」に記入してください。 ※「② 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。
② 有給役員	「② 経営組織及び資本金額」で「3 個人経営」以外を選択した場合で、経営組織が「1 会社」、「2 会社以外の法人・団体」の役員(常勤・非常勤を問わない)で報酬・給与の支払いを受けている人をいいます。 ※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与・規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ、役員報酬を受けていない人は除いてください。
常用雇用者	一定の期間を定めずに雇用されている労働者、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている労働者をいいます。
③ 正社員・正職員としている人	常用雇用者のうち、貴事業所で正社員・正職員として処遇している人をいいます。一般的には、雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、貴事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。
④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど) (就業時間換算雇用者数)	常用雇用者のうち、「③ 正社員・正職員としている人」以外の労働者をいいます。 「④ ③以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を貴事業所の所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数(※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例を参照)を記入してください。

テ (1) 事業所の従業者数(つづき)

雇用形態区分(つづき)	内容例示
⑤ 臨時雇用者 (常用雇用者以外の雇用者)	「常用雇用者」以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人、又は日々雇用されている人をいいます。
総計 (①～⑤の合計)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した従業者の合計を記入してください。
(うち 別経営の事業所に 派遣している人)	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のうち、他の会社など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人をいいます。
総計のほかに別経営の 事業所から 派遣されている人	「①個人業主」から「⑤臨時雇用者」に記入した人のほかに、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人をいいます。

- ・2020年6月1日現在又はこれに最も近い給与締切日現在で、貴事業所全体の従業者について、各区分の該当する欄に記入してください。各区分の例示については左の表を参照してください。
- ・長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者であっても含めないでください。
- ・**貴事業所において個人と契約を結んで雇用している場合は「①個人業主」に含めるのではなく、「②有給役員」以降の該当する区分に含めて記入してください**(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している個人業主の人も含まれません)。
- ・「派遣している人」、「派遣されている人」とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所で働いている人及び下請け(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。なお、転籍出向者は人数に含めないでください。

(※)「(就業時間換算雇用者数)」記入例

例えば、以下のような場合の「(就業時間換算雇用者数)」は、(1)、(2)のとおり算出してください。

- ・1週間で24時間勤務のアルバイト(「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」に該当する労働者)が4人従事している
- ・当該事業所の1週間あたりの所定労働時間が40時間

$$\begin{aligned} (1) & \text{「④③以外の人(パート・アルバイトなど)」の総労働時間(1週間分)} \div \text{貴事業所の所定労働時間(1週間分)} \\ & = 24(\text{時間}) \times 4(\text{人}) \div 40(\text{時間}) \\ & = 2.4(\text{人}) \end{aligned}$$

(2)「(就業時間換算雇用者数)」には小数点以下を四捨五入して「2」と整数で記入してください。

ト (2) 「映画館業務」の事業従事者数

- ・貴事業所の事業従事者数(※)のうち「**映画館業務**」に携わる人数を記入してください。

「映画館業務」の事業従事者の例

管理業務(総務、人事、経理など)、「映画館業務」を担当する有給役員、受付業務、営業業務、切符売場・場内案内・映写業務、警備などの業務に従事する人 など

- ・以下の人は、「映画館業務」の事業従事者に**含めないでください**。

主に「映画館業務」以外の業務(入場料収入以外の売店販売等)に従事している人(例えば、「映画館業務」以外の業務の就業時間数が、「映画館業務」の就業時間より多い場合)。

(※)事業従事者数

$$= \text{「(1)事業所の従業者数の総計(①～⑤の合計)」} - \text{「別経営の事業所に派遣している人」} + \text{「別経営の事業所から派遣されている人」}$$

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.

コールセンターの
ご案内

調査票の記入についてご不明な点などありましたら、下記実施事務局までお問い合わせください。

経済構造実態調査 実施事務局

【電話番号】☎0120-800-636 (通話料無料)

(IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-6630-5960 (有料))

※おかけ間違いのないようお願いいたします。

【受付時間】平日(土・日・祝日・年末年始を除く)9:00~18:00

【ホームページ】<https://www.kkj-st.go.jp>

